

# 横浜市職員共済組合被扶養者認定事務処理取扱要領

制定 令和3年6月2日  
一部改正 令和5年4月1日

横浜市職員共済組合被扶養者認定事務処理取扱要領（平成21年12月1日制定）を全部改正する。

## （目的）

第1条 被扶養者に関しては、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第2条第1項第2号、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）。以下「施行令」という。）第3条及び地方公務員等共済組合法運用方針（昭和37年自治甲公第10号）第1章第2条関係第1項第2号（以下「運用方針1-2-1-2」という。）に定められているが、さらに健康保険法（大正11年法律第70号）における被扶養者の認定の取扱いを参考にして、横浜市職員共済組合（以下「組合」という。）の被扶養者の認定を適正に行うために、必要な事項を定めるものとする。

## （被扶養者の定義）

第2条 被扶養者とは、次の各号に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないものを除く。）で主として組合員の収入により生計を維持されている者であって、日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして主務省令で定めるものをいう。

- (1) 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 組合員と同一世帯に属する3親等内の親族で前号に掲げる者以外のもの
- (3) 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

## （組合員による生計維持）

第3条 前条に規定する「主として組合員の収入により生計を維持する」ことの認定に関しては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条第2項に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例及び運用方針1-2-1-2の一から五に定めるもののほか、健康保険法（大正11年法律第70号）における被扶養者の認定の取扱いを準用する。ただし、扶養事実又は当該組合員が扶養しなければならない事情があるときは、具体的に調査確認して適切に処理するものとする。

2 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号又は第34号に規定する同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く18歳以上60歳未満の者は、就労可能

な年齢にあることから、被扶養者として認定するためには、在学であることの証明又は就労できない状態にあることの証明等により判断する。

3 個人事業者は、独立して事業を営むために開業していることから、組合員により生計維持されているとは認め難いが、収入のある国民年金第3号被保険者との公平性を期するために、扶養の事実と収入の状況から総合的に判断するものとする。収入の状況は、3年間の実績、将来にむかっの事業の継続性、収入減少の一過性、その他の実態から把握する。なお、3年間の実績については所得税確定申告書一式（収支内訳書又は青色申告決算書を含む）の写しにより確認する。

4 法人の常勤役員又は代表取締役は、組合員の被扶養者には認定しない。

（収入基準額）

第4条 認定の際に基準となる収入（以下「収入基準額」という。）は、別表1のとおりとし、全ての収入を対象とする。収入基準額としての収入は認定時から将来に向けての恒常的な収入をもって判定し、一時的な収入は除外する。

2 前項でいう恒常的な収入とは、別表2に掲げる収入とし、同表及び別表3で定める経費を控除した金額により判定する。

3 第1項でいう一時的な収入とは、退職金又は一時的に生じた資産の譲渡若しくは売却により得た収入等をいう。

4 給与収入の収入基準額は、年額及び月額を用いる。

5 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく基本手当及び健康保険法等に基づく傷病手当金など休業補償の収入基準額は日額を用いる。

（夫婦共同扶養）

第5条 夫婦共に収入があり共同して子を扶養するときは、「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について（令和3年4月30日保保発0430第2号厚生労働省保険局保険課長保国発0430第1号国民健康保険課長通知）」に基づき認定することとし、保険者間でいずれの被扶養者とするか調整する間、その子が無保険状態とならないようにする。

（組合員の父母）

第6条 組合員の父母を被扶養者として申告する場合は、被扶養者の収入が認定基準額内であり、かつ夫婦相互扶養義務の観点から父母の収入の合計が別表4に規定される基準額内であることを要し、扶養事実の有無、生計の実態と継続性、社会通念等を総合的に勘案して判定する。なお、組合員の祖父母等、認定対象の親族が夫婦の場合においても同様とする。

（別居の被扶養者）

第7条 同居として認定されていた被扶養者が組合員と別居するに至った場合は、送金（計画・実績）確認書（第1号様式）を添えて、別居の届出を理事長に提出しなければならない。さらに、当該届出の3か月後までに送金の実績を第1号様式により理事長に提出しなければならない。組合員が被扶養者の要件を具備している者について新たに申告するときも同様の取扱いとする。ただし、運用方針1-2-1-2の四に規定される学生については、別居の届出をすることで同居時から引き続き別居での被扶養者として認定す

る。施設入所の場合においても同様に取扱うものとする。

- 2 組合員からの送金額は、被扶養者の収入額以上であり、かつ、その合計額が人事院が算定する世帯人員別標準生計費以上となることを要する。さらに、当該額の送金は毎月行うこととし、当該送金の事実が第三者により証明されなければならない。
- 3 組合員からの送金及び申告内容が、社会通念上妥当性を欠き、実態とかけはなれたものと理事長が判断したときは、収入基準等を具備していても被扶養者として認定しない。また、要件を具備していないことが判明した場合や送金実績の提出がなされないときは、別居するに至った日に遡って被扶養者の資格を取消しする。

(被扶養者の申告事由)

第8条 地方公務員等共済組合法施行規程第94条に基づき、次の各号に掲げる要件が生じた組合員は、遅滞なく被扶養者申告書を組合に提出しなければならない。

- (1) 新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がいるとき
  - (2) 新たに被扶養者の要件を備える者が生じたとき
  - (3) 被扶養者の要件を欠くに至ったとき
  - (4) 被扶養者の届出事項に変更があったとき
- 2 前項の事由が生じたときは、横浜市職員共済組合の所轄機関に関する要綱に定める所属所長から理事長あてに提出しなければならない。
  - 3 組合員が虚偽の申告により被扶養者の資格を取得したことが判明したときは、認定した日に遡って被扶養者の資格を取消す。
  - 4 庶務事務システム入力による届出が定められている所属の組合員は、必要書類をそろえたうえで、事実が生じた日以降に庶務事務システムに入力し、必要書類を総務事務センターに送付して確認を受けなければならない。
  - 5 庶務事務システム入力による届出が定められていない所属の組合員は、必要書類をそろえたうえで、事実が生じた日以降に所属所長に届出し確認を受けなければならない。
  - 6 所属所長又は所属所長の代理人は、組合員から被扶養者申告書の届出があったときは、内容を確認し受理日を明記のうえ、組合に提出しなければならない。被扶養者の認定は理事長が行うものとし、審査の結果、被扶養者として認定できないときは、その理由を所属所長を経由して組合員に伝えるものとする。

(組合員等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い)

第9条 組合員等からの暴力等を受けた者に係る被扶養者認定の取扱いについては、「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について（令和3年3月29日保保発0329第1号厚生労働省保険局保険課長通知）」に基づき取扱うものとする。

(被扶養者の資格付与)

第10条 被扶養者の資格付与日は別表5に掲げるものとする。ただし、組合員の資格を取得した日又は被扶養者の資格付与の事実が生じた日から30日を経過して所定の被扶養者申告がなされた場合は、原則として当該申告に係る被扶養者申告書を所属所長が受理した日とする。

- 2 前記1の当該申告に係る被扶養者申告書を所属所長が受理した日の取扱いについては、庶務事務システムを利用する所属所の者は、原則として審査に必要な書類をすべて

そろえたくて庶務事務システムに入力し、直ちに添付書類を総務事務センターあて送付することにより、入力した日を被扶養者申告書受理日とする。このとき別表5に定める添付書類の証明日が入力日以降のものや添付書類の送付に必要以上の時間がかかったと判断できる場合はこの限りではない。庶務事務システムによる入力がない所属所の者は、原則として審査に必要な書類をすべて添付して提出し、所属所長が受理した日とする。

- 3 30日を経過して所定の被扶養者申告がなされた場合に用いる期間の計算については、組合員の資格を取得した日又は被扶養者の資格付与の事実が生じた日の初日は算入しない。ただし、出生の事実が生じたときは、年齢計算ニ関スル法律（明治35年法律第50号）に基づき、出生日より起算する。

（被扶養者の資格喪失）

第11条 被扶養者の資格喪失日及び添付書類は、別表6に定めるとおりとする。ただし、扶養状況調査による資格喪失日は第13条によるものとする。

（手続きの周知）

第12条 被扶養者の認定に係る申請手続きについては、事業主と協議の上、組合員へわかりやすく周知する。

（扶養状況調査）

第13条 理事長は、既に被扶養者として認定されている者について、その資格要件を継続して具備していることの確認調査を随時実施する。調査により、被扶養者としての要件を具備していないことが判明した場合は、原則としてその要件を欠くに至った日に遡り認定の取消しをする。当該組合員はその事実に基づき申告し、組合員被扶養者証を速やかに組合に返納しなければならない。一定の期間内に当該組合員から申告がなされない場合、組合は事実に基づき当該被扶養者の資格を取消することができるものとする。正当な理由なく資格確認調査に応じない場合も、被扶養者資格の認定継続審査を受ける意思を放棄したものとみなし、組合は当該被扶養者の資格を取消することができるものとする。これに伴い、医療費等の返還が生じたときは組合員に請求し、組合員は支払わなければならない。

（その他）

第14条 この要領の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成21年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日において申請受理した事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表 1

## 収入基準額

	障害年金	60歳以上	60歳未満
年額	1,800,000円未満	1,800,000円未満	1,300,000円未満
	上記かつ被扶養者の年間収入が組合員の年間収入の2分の1未満であること		
月額	150,000円未満	150,000円未満	108,334円未満
日額	5,000円未満	5,000円未満	3,612円未満

別表 2

恒常的な収入の種類	内 容	控除する経費
給与収入	給料、賃金、賞与、役員報酬等	非課税交通費
年金収入	厚生年金、共済年金、老齢基礎年金、遺族年金、障害年金、個人年金、企業年金、恩給等	なし
事業収入	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業等の自営業収入、保険外交員の報酬等	別表3の通り
不動産収入	土地・家屋・駐車場等の賃貸収入	別表3の通り
利子・配当収入	株式配当金等	なし
健康保険の傷病手当金、 出産手当金		なし
雇用保険の失業給付		なし
株式等の譲渡収入	株式の売買により得た収入（売却益）	取得価額
雑収入その他継続性のある収入	原稿料、印税、講師謝金、養育費、組合員以外からの仕送り、休業補償金など	別表3に準じる

別表 3

○＝控除できる経費 △＝事業所が住居と別住所であれば控除できる経費。同一住所の時は、事業用であることが証明できる額が控除できる。

収支内訳書（一般用）

科目（所得税法）	認否	
売上原価（仕入金額）	○	
給料賃金		
外注工賃		
減価償却費		
貸倒金		
地代家賃	△	
利子割引料		
その他の経費	租税公課	
	荷造運賃	○
	水道光熱費	△
	旅費交通費	
	通信費	△
	広告宣伝費	
	接待交際費	
	損害保険料	
	修繕費	○
	消耗品費	
福利厚生費		
雑費		
専従者控除		
青色（白色）特別控除		

収支内訳書（農業所得用）

科目（所得税法）	認否	
雇人費		
小作料・賃借料	△	
減価償却費		
貸倒金		
利子割引料		
その他の経費	租税公課	
	種苗費	○
	素畜費	○
	肥料費	○
	飼料費	○
	農具費	○
	農業衛生費	○
	諸材料費	○
	修繕費	○
	動力光熱費	△
	作業用衣料費	
	農業共済掛金	
	荷造運賃手数料	○
	土地改良費	△
雑費		
専従者控除		

収支内訳書（不動産所得用）

科目（所得税法）	認否	
給料賃金		
減価償却費		
貸倒金		
地代家賃	△	
借入金利子		
その他の経費	租税公課	
	損害保険料	
	修繕費	○
	雑費	
専従者控除		

※この一覧表に記載されていない科目で、所得税法上の経費として認められているものについては、個別に判定します。

青色申告決算書（一般用）

科目（所得税法）	認否
売上原価（仕入金額）	○
租税公課	
荷造運賃	○
水道光熱費	△
旅費交通費	
通信費	△
広告宣伝費	
接待交際費	
損害保険料	
修繕費	○
消耗品費	
減価償却費	
福利厚生費	
給料賃金	
外注工賃	
利子割引料	
地代家賃	△
貸倒金	
雑費	
専従者給与	
貸倒引当金	

青色申告決算書（農業所得用）

科目（所得税法）	認否
租税公課	
種苗費	○
素畜費	○
肥料費	○
飼料費	○
農具費	○
農業衛生費	○
諸材料費	○
修繕費	○
動力光熱費	△
作業用衣料費	
農業共済掛金	
減価償却費	
荷造運賃手数料	○
雇人費	
利子割引料	
地代・賃借料	△
土地改良費	△
雑費	
専従者給与	
貸倒引当金	

青色申告決算書（不動産所得用）

科目（所得税法）	認否
租税公課	
損害保険料	
修繕費	○
減価償却費	
借入金利子	
地代家賃	△
給料賃金	
その他の経費	
専従者給与	

青色申告決算書（現金主義用）

科目（所得税法）	認否
仕入	○
給料賃金	
利子割引料	
地代家賃	△
減価償却費	
その他の経費	
専従者給与	

## 別表 4

## 父母等の被扶養者資格収入基準額

要件	父母の収入合計額	父(母)	判定	母(父)	判定
父母とも60歳未満の者	260万円未満	130万円未満	○	130万円未満	○
		130万円以上	○	130万円以上	×
	260万円以上		×		×
父又は母のいずれかが障害年金受給者又は60歳以上の者であり もう一方の配偶者が60歳未満の者	310万円未満	年金受給者で 180万円未満	○	130万円未満	○
		年金受給者で 180万円以上	○	130万円以上	×
		年金受給者で 180万円未満	×	130万円未満	○
	310万円以上		×		×
父母とも60歳以上の者 又は障害年金受給者	360万円未満	180万円未満	○	180万円未満	○
		180万円以上	○	180万円以上	×
	360万円以上		×		×

(注)祖父母等の判定については、それぞれ読み替えてください。



別表5

## 資格取得

届出事由	資格取得日	添付書類(必須)	添付書類(必要に応じ)
出生 (子が生まれたとき)	出生日	住民票(写)	・扶養事実届出書
組合員の結婚 (配偶者を扶養に入れるとき)	婚姻日、同居した日、又は健康保険資格喪失日のいずれか遅い日	住民票(写)、戸籍謄本(写)又は受理証明書(コピー)、扶養事実届出書、課税証明書(原本)、健康保険資格喪失証明書(原本)又は国民健康保険証(コピー)	・確定申告書一式(コピー)(収支内訳書又は青色申告決算書添付) ・雇用契約書(コピー)及び直近の連続する給与明細3か月分のコピー又は給与支払等証明書(原本) ・年金証書(コピー)、年金裁定通知書(コピー)、年金改定通知書(コピー)のいずれか ・退職証明書(コピー)、雇用保険に関する確認書、雇用保険に関する確認書の添付書類
扶養親族の退職 (扶養親族が退職し、収入が限度額以下となったとき)	退職日の翌日又は健康保険資格喪失日	住民票(写)、扶養事実届出書、課税証明書(原本)、健康保険資格喪失証明書(原本)又は国民健康保険証(コピー)、退職証明書(コピー)、雇用保険に関する確認書、雇用保険に関する確認書の添付書類	・確定申告書一式(コピー)(収支内訳書又は青色申告決算書添付) ・雇用契約書(コピー)及び直近の連続する給与明細3か月分のコピー又は給与支払等証明書(原本) ・年金証書(コピー)、年金裁定通知書(コピー)、年金改定通知書(コピー)のいずれか ・戸籍謄本(写) ・在学証明書(原本)
収入限度額以下 (収入が減少したとき)	雇用契約の変更日、確定申告書受付印の日付、その他状況により異なる	住民票(写)、雇用契約書、給与支払等証明書(原本)、扶養事実届出書、課税証明書(原本)、健康保険資格喪失証明書(原本)又は国民健康保険証(コピー)	・確定申告書一式(コピー)(収支内訳書又は青色申告決算書添付) ・年金証書(コピー)、年金裁定通知書(コピー)、年金改定通知書(コピー)のいずれか ・戸籍謄本(写) ・在学証明書(原本)
雇用保険受給終了 (雇用保険の受給が終了し、収入が限度額以下となったとき)	雇用保険受給終了日の翌日	住民票(写)、雇用保険受給資格者証の両面コピー、扶養事実届出書、課税証明書(原本)、雇用保険に関する確認書、国民健康保険証(コピー)	・確定申告書一式(コピー)(収支内訳書又は青色申告決算書添付) ・雇用契約書(コピー)及び直近の連続する給与明細3か月分のコピー又は給与支払等証明書(原本) ・年金証書(コピー)、年金裁定通知書(コピー)、年金改定通知書(コピー)のいずれか ・戸籍謄本(写)
扶養者の変更(子) (子の扶養者を変更するとき)	健康保険資格喪失日、その他状況により異なる	住民票(写)、扶養事実届出書、健康保険資格喪失証明書(原本)、配偶者が扶養手当を受給していないことの証明書類、課税証明書(原本)	・確定申告書一式(コピー)(収支内訳書又は青色申告決算書添付) ・雇用契約書(コピー)及び直近の連続する給与明細3か月分のコピー又は給与支払等証明書(原本) ・年金証書(コピー)、年金裁定通知書(コピー)、年金改定通知書(コピー)のいずれか ・戸籍謄本(写) ・在学証明書(原本)
扶養者の変更(父母) (父母の扶養者を変更するとき)	健康保険資格喪失日、同居開始日、世帯合併日など、その他状況により異なる	住民票(写)、戸籍謄本(写)、扶養事実届出書、課税証明書(原本)、健康保険資格喪失証明書(原本)又は国民健康保険証(コピー)	・確定申告書一式(コピー)(収支内訳書又は青色申告決算書添付) ・雇用契約書(コピー)及び直近の連続する給与明細3か月分のコピー又は給与支払等証明書(原本) ・年金証書(コピー)、年金裁定通知書(コピー)、年金改定通知書(コピー)のいずれか ・退職証明書(コピー)、雇用保険に関する確認書、雇用保険に関する確認書の添付書類
育児休業 (国民健康保険加入の配偶者が育児休業に入ったことにより収入が限度額以下になったとき)	育児休業開始日、子の1歳の誕生日、子が1歳6か月になった日、子の2歳の誕生日、育児休業期間延長開始日	住民票(写)、育児休業期間の分かる書類、向こう1年間の収入の分かる書類、扶養事実届出書、課税証明書(原本)、国民健康保険証(コピー)	
子の同別居変更(進学) (進学により、同居していた扶養親族である子が同居から別居に変更になったとき)	別居(転出)した日又は賃貸借契約の契約開始日と入学日のいずれか遅い日	別居先住所の確認できる書類、在学証明書(原本)、課税証明書(原本)	
子の同別居変更(進学以外) (進学以外の事由で、別居していた扶養親族である子が同居から同居に変更となったとき)	同居した日	住民票(写)、扶養事実届出書、課税証明書(原本)	・雇用契約書(コピー)及び直近の連続する給与明細3か月分のコピー又は給与支払等証明書(原本) ・年金証書(コピー)、年金裁定通知書(コピー)、年金改定通知書(コピー)のいずれか ・在学証明書(原本)
扶養親族(子以外)の同別居変更 (別居していた扶養親族(子以外)が別居から同居に変更となったとき)	同居した日	住民票(写)、扶養事実届出書、課税証明書(原本)	・雇用契約書(コピー)及び直近の連続する給与明細3か月分のコピー又は給与支払等証明書(原本) ・年金証書(コピー)、年金裁定通知書(コピー)、年金改定通知書(コピー)のいずれか ・戸籍謄本(写)
養子縁組 (養子縁組した子を扶養に入れるとき)	養子縁組日、同居日、健康保険資格喪失日のうち最も遅い日	住民票(写)、戸籍謄本(写)、扶養事実届出書、健康保険資格喪失証明書(原本)又は国民健康保険証(コピー)、課税証明書(原本)	・確定申告書一式(コピー)(収支内訳書又は青色申告決算書添付) ・雇用契約書(コピー)及び直近の連続する給与明細3か月分のコピー又は給与支払等証明書(原本) ・年金証書(コピー)、年金裁定通知書(コピー)、年金改定通知書(コピー)のいずれか ・在学証明書(原本) ・配偶者が扶養手当を受給していないことの証明書類
同居 (別居していた親族との同居により扶養に入れるとき)	同居日又は世帯合併の日	住民票(写)、扶養事実届出書、課税証明書(原本)、健康保険資格喪失証明書(原本)又は国民健康保険証(コピー)、配偶者が扶養手当を受給していないことの証明書類	・確定申告書一式(コピー)(収支内訳書又は青色申告決算書添付) ・雇用契約書(コピー)及び直近の連続する給与明細3か月分のコピー又は給与支払等証明書(原本) ・年金証書(コピー)、年金裁定通知書(コピー)、年金改定通知書(コピー)のいずれか ・退職証明書(コピー)、離職票1、2(コピー)、雇用保険に関する確認書、雇用保険に関する確認書の添付書類 ・在学証明書(原本) ・戸籍謄本(写)
廃業 (廃業した親族を扶養に入れるとき)	廃業日の翌日	住民票(写)、廃業届(コピー)、扶養事実届出書、課税証明書(原本)、国民健康保険証(コピー)	・確定申告書一式(コピー)(収支内訳書又は青色申告決算書添付) ・雇用契約書(コピー)及び直近の連続する給与明細3か月分のコピー又は給与支払等証明書(原本) ・年金証書(コピー)、年金裁定通知書(コピー)、年金改定通知書(コピー)のいずれか ・戸籍謄本(写)

## 別表 6

## 資格喪失

届出事由	資格取得日	添付書類（必須）	添付書類（必要に応じ）
扶養親族の就職 （扶養親族が就職し収入が限度額を超えたとき）	雇用開始日、採用日又は健康保険証の資格取得日	健康保険被保険者証（コピー）・採用辞令書（コピー）・雇用契約書（コピー）のいずれか一つ、組合員被扶養者証（原本）	資格喪失証明発行依頼書
給与収入限度額以上 （給与収入が限度額を超えたとき）	雇用契約変更日等	雇用条件変更前および変更後の雇用契約書（コピー）又は給与支払等証明書（原本）、組合員被扶養者証（原本）	資格喪失証明発行依頼書
年金収入限度額以上 （年金収入が限度額を超えたとき）	年金支払通知書又は改定通知書の通知日翌々日	年金証書（コピー）・年金裁定通知書（コピー）・年金改定通知書（コピー）のいずれか一つ、組合員被扶養者証（原本）	資格喪失証明発行依頼書
不動産収入限度額以上 （不動産収入が限度額を超えたとき）	収入が増加した年の翌年1月1日又は所有権移転の日	登記簿謄本（写）、組合員被扶養者証（原本）	資格喪失証明発行依頼書
事業収入限度額以上 （事業収入が限度額を超えたとき）	収入が増加した年の翌年1月1日	収入が増加した年とその前年の確定申告書一式（コピー）（収支内訳書添付）、組合員被扶養者証（原本）	資格喪失証明発行依頼書
雇用保険受給開始 （雇用保険の受給を開始したとき）	給付制限期間終了日の翌日	雇用保険受給資格者証（コピー）、組合員被扶養者証（原本）	資格喪失証明発行依頼書
扶養者の変更 （扶養者変更により扶養を外すとき）	任意の日	組合員被扶養者証（原本）	資格喪失証明発行依頼書
離婚 （離婚し、配偶者を扶養から外すとき）	離婚日又は別居（転出）した日のいずれか早い日	戸籍謄本（写）又は受理証明書（コピー）、住民票（写）、組合員被扶養者証（原本）	資格喪失証明発行依頼書
別居 （別居したとき）	別居日又は世帯分離日	別居日又は世帯分離した日のわかる住民票（写）、組合員被扶養者証（原本）	資格喪失証明発行依頼書
死亡 （死亡したとき）	死亡日の翌日	住民票（写）・戸籍謄本（写）・死亡診断書（コピー）・火葬許可証（コピー）等のいずれか一つ、組合員被扶養者証（原本）	
復職 （扶養親族が復職したとき）	復職した日	復職辞令書（コピー）、組合員被扶養者証（原本）	資格喪失証明発行依頼書
扶養親族の結婚 （扶養親族が結婚し、扶養から外すとき）	婚姻日又は別居（転出）した日のいずれか早い日	戸籍謄本（写）または受理証明書（コピー）、住民票（写）、組合員被扶養者証（原本）	資格喪失証明発行依頼書
開業 （扶養親族が開業したとき）	開業年月日	開業届（コピー）、組合員被扶養者証（原本）	資格喪失証明発行依頼書

第1号様式（第7条）

第1号様式（要領第7条）

共済受付No. \_\_\_\_\_

## 送金（計画・実績）確認書

所属		職員番号	.....	組合員氏名	
----	--	------	-------	-------	--

いずれかの□に  
チェックしてくだ  
さい。

- 1 被扶養者申告時の送金計画確認書として提出します。  
 2 3か月経過後の送金実績確認書として提出します。

① 被扶養者として 認定申請する者	氏名	年齢	組合員との続柄	いつから別居していますか
		歳		平成 年 月 日 令和
		歳		平成 年 月 日 令和
② ①の居住する住居について (いずれかにチェック記入)		<input type="checkbox"/> 持家(名義人の氏名と①との続柄)氏名 続柄		
		<input type="checkbox"/> 借家		
③ 送金額	月額	円 × 12か月	※ 年額合計 月額 > 賞与分	※毎月送金を基本としますが、賞与分として若干の増額送金(月額を超えない)をする場合は賞与月を含む3か月以上の送金実績を提出してください。
	賞与分	円 × 2回		
	年額合計※	円		
④ 送金方法 (ABいずれかに○)	A 銀行振込・郵便振込	※提出時に金融機関発行の振込依頼書等の写し及び振込先の通帳写しを添付してください。		
	B 現金書留	※提出時に現金書留封筒の写しを添付してください。(控え写しは不可)		

横浜市職員共済組合理事長様

令和 年 月 日

被扶養者として認定申請をする者について、上記記載のとおり  
私が生計を維持している事実と相違ありません。

組合員自署

注1 手渡しは事実確認ができないので認められません。

注2 送金方法がA、Bいずれであっても申告時に初回分送金証明を、3か月後に送金証明実績を提出してください。賞与分加算のとき、提出する実績に賞与分が含まれないときは、さらに3か月後に実績を提出してください。

注3 3か月後に送金実績の提出がないときは申告時に遡って被扶養者の資格を取消します。

注4 3か月後の送金実績確認書として提出の際は②欄の記入は省略していただいて結構です。

注5 今後、組合が送金事実の証明を求めたときはいつでも速やかに提出できるよう保管しておいてください。  
提出がない場合や計画と異なる事実が判明したときは非該当の事実日に遡って認定を取消します。